大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成６年９月29日条例第11号）

最終改正:令和7年12月25日条例第22号

改正内容:令和7年12月25日条例第22号［令和7年12月25日］

〇大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

平成６年９月29日条例第11号

改正

平成７年３月29日条例第１号
平成７年４月３日条例第６号
平成10年６月29日条例第13号
平成14年６月28日条例第16号
平成19年３月15日条例第20号
平成29年３月30日条例第１号
平成30年９月27日条例第21号
令和４年９月27日条例第８号
令和７年12月25日条例第22号

大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第８項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、大和市議会議員及び大和市長の選挙における法第141条第１項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第１項第６号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第１項第５号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担）

第２条　大和市議会議員及び大和市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の４第１項、第２項、第５項、第６項又は第８項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第４項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第３条　前条の規定の適用を受けようとする候補者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第２号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする候補者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、大和市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）

第４条　市は、候補者（前条の規定による届出をした候補者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。

（１）　当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合　当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

（２）　当該契約が一般運送契約以外の契約である場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア　当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合　当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額

イ　当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約（以下「燃料供給契約」という。）である場合　当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約（燃料供給契約に限る。）に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の４第１項、第２項、第５項、第６項又は第８項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から一般運送契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ　当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合　当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第５条　前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第１号に定める契約と同条第２号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか１の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第６条　候補者は、第8条に定める選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第７条　前条の規定の適用を受けようとする候補者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第８条　市は、候補者（前条の規定による届出をした候補者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚あたりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）を、第6条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担）

第９条　候補者は、第11条に定めるところにより算定した選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

第10条　前条の規定の適用を受けようとする候補者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条　市は、候補者（前条の規定による届出をした候補者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

（委任）

第12条　この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

附　則（平成7年条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成7年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成10年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年条例第20号）

（施行期日）

１　この条例は、平成19年３月22日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用）

２　改正後の大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

附　則（平成29年３月30日条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

２　改正後の大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成30年９月27日条例第21号）

（施行期日）

１　この条例は、平成31年３月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用）

2 改正後の大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（令和4年9月27日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 改正後の大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（令和7年12月25日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 改正後の大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。